

○部隊等の長が出張する場合の手続について（通達）

昭和63年4月8日

海幕総第1813号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

部隊等の長が出張する場合の手続について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、海幕総第614号（39. 2. 1）は、廃止する。

記

長官直轄部隊の長及び機関の長（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長を含む。以下「部隊等の長」という。）が用務のため出張する場合には、別紙様式により十分の余裕をもつて、事前に報告されたい。緊急出張のため、別紙様式による報告のいとまのない場合には、所要事項を海幕総務部総務課経由電話報告するものとする。ただし、日帰りの場合又は長官若しくは海上幕僚長の発する個々の命令（指示）による場合には、この手続を要しない。

なお、部隊等の長は、指揮下の部隊の長が出張する場合も、本通達に準じて手続を行わせ、常にその所在を把握しておかれない。

添付書類：別紙様式

別紙様式

発 簡 番 号
年 月 日

海上幕僚長 殿

職 名 印

出張について（報告）

本職下記により出張いたしたく報告する。

記

- 1 目 的
- 2 行 先
- 3 期 間
- 4 その他必要な事項